

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の実施方針に関する個別対話の議題への回答

No	議題	意見書／質問書	確認内容	7月30日回答
1	利用料金収受額割合について	意見書	「特定事業の選定」1(7)に運営権者の利用料金収受額割合が使用料金の90%の範囲内との記載があるが、最大上限額として90%まであり得るか。	原則、市側が想定している利用料金設定割合は募集要項公表時点です。この割合を上限とした運営を想定している。
2	定量評価基準について	意見書	利用料金収受額、運営権対価(且つ一括か分割か)での評価基準の割合が時間的価値の評価を考慮された基準となるのか。	評価基準は、募集要項等とあわせて公表する予定である。
3	SPC雇用形態の制約について	意見書	SPCで直接雇用をしなければならない資格者や職種等の制約はないとの理解でよいか(受託する構成企業または構成企業からの出向契約で足りるか)。	お見込みのとおり。従前の市発注工事等において、市役所職員が監督職員として担ってきた事務等をSPCの直接雇用した者に行わせる場合は、当該者に資格などを求める。
4	国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	意見書	国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更による負担は、貴市の基本運営方針である「使用料金の最適化」「財政構造の健全化」の考えに準拠し、利用料金設定割合の改定を原則とすることを希望する。	原案どおりとする。
5	汚泥搬出先の受入れ条件変更リスク	意見書	汚泥処理について貴市と三浦地域資源ユーズ株式会社との既存契約が運営権者との契約として義務付けされる場合においては、汚泥搬出先の受入条件変更リスクは貴市の負担とされたい。	汚泥処理契約は、運営権者と三浦地域資源ユーズの間で締結されるものであり、市は処理単価についてコントロールできるものではない。なお、一定以上の物価変動による費用の増大については、市と運営権者は利用料金設定割合の変更について協議することとしている。
6	下水管渠への雨水・不明水流入	意見書	三浦市の下水道は分流方式ではあるが、下水管渠への雨水・不明水の流入に関し、関連データの開示と責任分担の明確化を希望する。	流入水量増大に関するリスク分担に準ずることとする。
7	提案価格の担保	意見書	各種業務や改築業務の実績要件は、委託等先の協力企業または再委託先等の企業が満たすことで問題ないものと理解した。但し、SPCの株主ではない協力企業、再委託先等の企業は事業運営には直接的に責任を負わない。その実績を適用する場合は、当該業務の提案価格妥当性を担保するために何らかの評価基準が必要ではないか。例えば、応募者に各実績要件を満足する企業からの見積を提出させる等の措置が必要ではないか。	再委託先等の企業が業務を受注する場合は、当該企業が実績を有することを証明する書類を提出し、市が事前に承諾することを想定している。提案時点の評価基準は募集要項等とあわせて公表する予定である。

No	議題	意見書／質問書	確認内容	7月30日回答
8	工事の監理・監督者	意見書	実務実施企業要件に「監理・監督を行うものは、同一改築業務の施工を行うことはできない」とあるが、構成員企業から出向したSPC社員は、出向元企業に発注した工事の監理・監督は行えないのか。	構成員企業から出向した職員が、出向元企業の施工に関する工事監理を実施することは認めない。なお、過去及び現在において施工を実施する企業との雇用経験を有するものも同様である。
9	SPC設立について	意見書	本事業においては、PFI法に基づいているため貴市のご判断でSPCの設立を前提条件としているものと思料します。しかしながら、改築に係る費用は全額貴市のご負担としている本事業では、資金調達（プロジェクトファイナンスが必須とは考えにくい）や出資企業とのリスク分離の面から考えると、SPC設立の費用効果が大きいとは言えないものと考えます。SPCのみに限定せず、JVも選択肢として追加頂けないでしょうか。	経営に関する業務、維持管理に関する業務は運営権者が利用料金収入の中で全額負担することとしている。下水道事業を運営権者が経営し、市が適切に経営状況をモニタリングするためにもSPCの設立は必須とする。
10	審査方法について	意見書	審査段階の失格要件については、今後お示しされる評価基準に明記して頂き、明記された要件以外によって失格判断をされた際は、応募に係る損失や損害を補填して頂くことを希望します。	失格になった場合においても、応募に係る費用は全て応募者の負担である。
11	リスク分担の水質変動リスクについて	意見書	施設能力を明らかに超える恒常的な水質の変化の場合には、基本的には市の負担とする」と記載されていますが、「恒常的な」を削除いただけないでしょうか。	原案どおりとする。なお、運営権者が原因者でない場合は、原因者に復旧費用等を負担させる。
12	リスク分担の需要変動リスクについて	意見書	需要変動リスクで、直近の(人口)推計値と実績値の差を指標とし、2%の範囲内とありますが、直近であると差が生じないと想定します。発注時当初の推計値と実績値の差を指標とするべきではないでしょうか。	「直近の推計値」とは、国立社会保障・人口問題研究所が定期的に公表する推計値のうち、その時点で最新となる推計値のことをいう。
13	管路に関する修繕・改築について	質問書	三浦市が策定してあるストックマネジメント計画において修繕・改築を行う事で宜しいでしょうか。	ストックマネジメントに係る計画は5年ごとに見直すこととなっている。令和5年度以降の各種計画支援に関する業務内容には実施計画の見直しが含まれている。2期以降は、運営権者が策定する実施計画に基づき修繕・改築を実施する。

No	議題	意見書／質問書	確認内容	7月30日回答
14	管路に関する修繕・改築について	質問書	運営権者は市に協力するものとする。とあり以前にコンセッション事業との調整を指すと回答があったが、何を協力するのか、具体的な項目等ございますか。	道路管理者等との調整等を想定している。具体的には、道路修繕等に伴い管路施設等が支障となる場合の移設や協議を想定している。費用負担は、従来工事費用等とは別に費用が発生する場合は、市の負担となるが、協議への参加協力等については、運営権者の負担とする。
15	基本運営方針「下水道事業ニーズの変化に即応する民間技術等の積極活用を図ること」の想定内容	質問書	どのような分野での民間技術が期待されるかご教示ください。	現時点では、省エネルギー技術等を想定しており、実施方針等において盛り込んでいる。また、費用削減に貢献し得る新たな技術や効率的な施工なども期待している。本記載については、今後、生ずるニーズを想定しており、上記に限定されるものではない。
16	基本運営方針「財務指標に基づく健全な経営及び適切な情報開示を行うこと」の問題意識	質問書	現時点の情報開示等で不足していると思われる点があればご教示ください	現時点で公表している財務資料等のみならず、本事業が先進的事例になることを踏まえ、健全な経営、事業の安定性、効率性について、誰が見てもわかりやすい資料作成に努め、見直しが図られることを想定している。また、本市下水道事業の運営に適したKPIなどが示されることも想定している。
17	基本運営方針「事業運営体制の最適化を図ること」に係る現状の問題意識	質問書	現状の運営体制について課題認識があればご教示ください。	現行体制では、執行可能な単年度予算に制約があり、本事業では柔軟な体制を求め、効率的な事業運営が図られることを期待する。
18	基本運営方針「下水道関連事業を活かす新たな事業等の創出に努めること」についてのご想定	質問書	現時点で想定される取り組みや期待される方向性があればご教示ください。	第4次三浦市総合計画三浦みらい創生プランに掲げる基本目標である「三浦市における安定した雇用を創出」「三浦市への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」等が事業実施の基本的な考え方としてある。
19	基本運営方針「地域住民等との協働による地域貢献を図ること」についての問題意識	質問書	現時点で想定される取り組みや期待される方向性があればご教示ください。	第4次三浦市総合計画三浦みらい創生プランに掲げる基本目標である「三浦市における安定した雇用を創出」「三浦市への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」等が事業実施の基本的な考え方としてある。

No	議題	意見書／質問書	確認内容	7月30日回答
20	各業務の監理・監督・マネジメント等の具体的範囲	質問書	再委託禁止とされている「各業務の監理・監督・マネジメント等」の具体的範囲をご教示ください。	募集要項等の公表時に再整理した上で示す。
21	主たる事業の引継ぎ、手続き等の指定期間以外での対応	質問書	実施方針にて10月～12月と期間が短いですがこれ以外の期間でも対応が可能であるかご教示ください。	市から運営権者への主たる事業の引継ぎ、手続き等は令和4(2022)年10月～12月に実施し、令和5(2023)年1月～3月は運営権者の本事業開始までの準備期間としている。
22	「市の計画変更等」による事業期間の延長事由の想定内容	質問書	不可抗力以外にどのような事象を想定しているかご教示ください。	募集要項とあわせて公表する実施契約書(案)において示す。
23	事業用地	質問書	任意事業の対象地④と下水道区域の間の空隙の土地も使用することは可能でしょうか。	事業用地との空隙はありません。
24	事業用地	質問書	任意事業の対象地④は、敷地境界外の土地で普通財産と理解してよろしいでしょうか。また、用地の形状は示されている三角形で確定でしょうか。(例えば、四角形の用地とすること可能性はありますか。)	対象地④は、普通財産となっている。用地は、がけ地のため厳密には三角形ではない。なお、対象地④内で整形の土地として活用することは可能である。また、対象地④周辺は市有地ではないため、敷地を周辺に広げることができない。
25	事業用地	質問書	任意事業の対象地④を任意事業対象地とされた経緯について、差し支えない範囲で教えてください。	下水道事業を目的として取得した土地である。
26	事業用地	質問書	任意事業の対象地④について任意事業を提案せず、当該箇所の崖が崩落し、本事業に支障をきたした場合は市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。なお、本事業用地以外の崖地の崩落は市のリスクとの理解です。	お見込みのとおり。
27	利用料金について	質問書	「利用料金の額は、三浦市下水道条例(平成9年三浦市条例第5号)に規定する使用料の額に100分の90までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額に相当する額とする」とありますが、市長の定める割合は募集要項公開時にお示しいただけるでしょうか。市長の定める割合と運営権者が提案する利用料金設定割合の関係をご教示ください。	原則、市側が想定している利用料金設定割合は募集要項公表時点です。市は、この設定割合からの削減を、民間事業者の提案に求めるものである。市長の定める割合については、民間事業者が提案する割合に基づき定めることとなる。

No	議題	意見書／質問書	確認内容	7月30日回答
28	使用料等の改定について	質問書	令和2年度10月に公開した実施方針に対する質問No.37の回答で「中長期的な整備方針に基づく更新・維持管理を実施するためには、令和4年度から4年ごとに4.4%の使用料値上げが必要という結果を得ている」とありますが、使用料値上げは予定通り実施する方向で考えていますでしょうか	使用料等の改定は下水道事業審議会からの答申、市議会での下水道条例の一部改正案の議決を経て、その都度決定されるため、現時点で確定できるものではないが、現時点では、4年毎に4.4%の使用料等の値上げを前提とし、当該値上げが図れなかった場合においては、運営権者と市の協議により、利用料金設定割合等の変更などを行うことにより弁済を考えている。
29	リスク分担(特定条例等変更)について	質問書	実施方針25ページに「～ただし、利用料金設定割合の改定によっても補填されない場合は、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議する」とありますが利用料金設定割合の改定によっても補填されない場合、市と運営権者は協議するのではなく、市が負担していただきたいです。	条例の制定・改廃は市議会の議決を経て行われるものであり、市がコントロールできるものではない。なお、運営権者に生じた損失に係る負担の適切な配分も含め、市と運営権者で協議することを想定する。
30	リスク分担表入札手続リスクについて	質問書	本事業の契約に関する議決が市議会でも得られない場合、双方にリスクとなっていますが運営権者に落ち度が無い場合は全て市の負担として頂きたいです。	市議会での議決は市でも完全にコントロールできるものでないため、原案どおりとする。
31	需要変動リスクについて	質問書	実施方針25ページに「～推計における直近の推計値と三浦市人口実績値との差を指標とし、2%の範囲以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う」とありますが、2%とした根拠をご教示ください	過去の社人研人口推計値の各計画期間内において、実績との差分が最大となる割合に基づき算出した。
32	リスク分担表更新前の施設瑕疵リスクについて	質問書	事業開始後に対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、「取付管については事業期間を通じて調査及び診断を行うこととしているため、調査及び診断後の当該リスクは運営権者負担」とありますが、調査診断前のリスクは市の負担と考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおり。
33	改築・増築の対象について	質問書	改築は国補助金の対象となるものを基本としますが、国補助金の対象となる改築、ならない改築について具体的にご教示ください。	市は、下水道事業の手引き等を参考として国補助金を申請する。
34	任意事業に関する予備的審査について	質問書	任意事業について審査対象かどうか、予備的審査後～提案書を提出するまでの間に新しい提案を審査していただけるか確認させていただきます。	予備的審査後の新しい提案については受け付けない。

No	議題	意見書／質問書	確認内容	7月30日回答
35	附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施について	質問書	附帯提案事業及び任意事業を提案する場合は参加資格審査終了前に付帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること。」とありますが、参加資格審査終了前というのは現在、公開されたスケジュールで2021年10月と想定されていますでしょうか、今回スケジュールを前倒して、資格審査終了前に変更した理由をご教示ください。	参加資格を有する旨の通知がされた後で、任意事業が不可という通知がされた場合、事業提案への影響が大きいと想定されるため、予備的審査については、参加資格審査終了前に行う。
36	附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施について	質問書	参加資格審査終了前に提案概要書を提出ということは、その後の提案は認めないということでしょうか。	お見込みのとおり。
37	任意事業の対象地について	質問書	市が想定する任意事業の対象地は別紙4-3に定めるとあり、東部浄化センターにおける任意事業の対象地が示されていますが、他のポンプ場、管路等の運営権対象施設での任意事業は認められないのでしょうか。	別紙4-3は市が想定する任意事業の対象地を示したもので、これに限定したものではない。
38	事業範囲について	質問書	「なお、各業務の内容及び要求水準の詳細は、要求水準書(案)において示す」と記載がありますが、要求水準書(案)は今回実施方針と同じタイミングで公開すると考えましたがいつ頃開示いただけるでしょうか。	要求水準書(案)は令和2年10月に公表しており、ご意見等を踏まえて修正した要求水準書(案)は募集要項等とあわせて公表を予定する。
39	附帯提案事業について	質問書	附帯提案事業については、「市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者から、提案のあった場合に実施する」と示されています。「提案のあった場合」とされていることと優先交渉権者選定後に実施時義務を定めるとお示しされていることから、優先交渉権者選定の条件にはしないとの理解でよろしいでしょうか。	附帯提案事業は提案を義務付けるものではない。なお、評価基準の詳細は募集要項等の公表時に示す。
40	業務実施企業に求められる要件について	質問書	技術・実績・資金・信用等を備えた企業の基準について、技術と実績は本項のア～エにて示されている要件であると思料します。資金と信用に関する要件についての貴市の判断基準をご教示ください。	実績以外の応募者に求める要件は、「第2-3-(3)イd～g」にある経営事項審査結果の総合評定とする。 また、本事業はプロジェクトファイナンスを前提としていることから、プロジェクトそのものをどのように進めていくかを重要視しているものであり、コーポレートファイナンスのように企業の資金及び信用のみを重要視するものではなく、本事業を実施する上での実績を保有していることを求める。

No	議題	意見書／質問書	確認内容	7月30日回答
41	民間資金等を活用した流動性の高い資金調達の実現に努めること	質問書	・地方銀行を活用することで、評価が高まることを想定されていますでしょうか。 ・SPC構成企業からの資金調達も、民間資金等を活用した流動性の高い資金調達の実現に含まれますでしょうか。	募集要項公表時において、評価基準を示す予定である。応募企業、構成員からの資金調達は、民間資金等の活用に含まれる。
42	下水道事業ニーズの変化に即応する民間技術等の積極活用を図ること	質問書	新技術について公的評価や実績等が必要かどうかをご教示いただけないでしょうか。	新技術については、公的評価、実績、各種研究調査等のエビデンスがあることを前提として、エビデンスとして十分なものであると判断できる限りにおいて採用を可とする。
43	独立採算型運営への移行に向けた財政構造の健全化を図ること	質問書	下水道事業単独による独立採算型運営との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。
44	下水道関連事業を活かす新たな事業等の創出に努めること	質問書	下水道関連事業に上水道給配水業務や管路維持管理業務等は含まれますでしょうか。	任意事業として提案することを妨げるものではない。ただし、実施にあたって必要な調整、費用負担、全て運営権者の責において行うものとする。
45	地域住民等との協働による地域貢献を図ること	質問書	三浦バイオマスセンターで生成される肥料(Mバイオたいひくん)の利用状況についてご教示頂けないでしょうか。	当該施設は、下水道課の所管施設ではない。
46	事業の範囲について p5(11)ア(イ)	質問書	各種計画支援に関する業務におけるストックマネジメント計画の更新及び見直し、下水道事業計画の作成及び変更の頻度、程度、時期を、市はどのように想定されているか。	現在の計画は、令和6年度までの計画期間となっている。第2期以降のストックマネジメントに係る実施計画は5年ごとに見直すこととなっている。 下水道事業計画は、定期改訂(5年毎)及び、必要に応じた変更を想定している。
47	事業の範囲について p5(11)ア(イ)	質問書	各種計画支援に関する業務は、「ストックマネジメント計画、下水道事業計画、アクションプラン」の3つの計画のみとして良いか。(実施方針には、アクションプランが記載されていない。)また、上記計画策定の「支援」においてどのような提出物を想定されているか。	各種計画支援に関する業務は、「ストックマネジメント、下水道事業計画、アクションプラン」の3つの計画を想定している。「支援」については、事業の実態に即した各種計画の案作成を想定している。

No	議題	意見書／ 質問書	確認内容	7月30日回答
48	事業の範囲について p5(11)ア(ウ)	質問書	改築、維持管理、増築には「企画、調整、実施」に関する業務が含まれる。「企画、調整、実施」は各々具体的にどのような業務内容と作業量と、市は想定されているか。 また、「実施」は、「設計、工事(監理・監督を含む)」と理解してよいか。	具体的な業務内容は要求水準書において公表する。
49	事業の費用負担について p11(16)(ウ)a	質問書	「運営権者は改築に係る設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。」についての意味。 ・設計・工事費用に係る企画・調整 ・「運営権者は改築に係る設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。」という意味か。等の費用は、市が負担するという意味か。 ※ [費用]の企画調整を運営権者がすればよい、というような解釈もできる。 ※「等」は、どんな業務を想定しているか。	募集要項等の公表時に再整理した上で示す。